

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十六日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第四号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の公安委員会の警察本部の項中

会計指導官

四種

を

会計指導官

健康管理室長

四種
四種

に改め、同表の公安

委員会の警察署の項中

佐賀警察署の会計課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長及び警備課長
参事

四種
四種

を

刑事官
地域官
会計官

四種
四種
四種

に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年三月二十五日から施行する。